平成２５年（再イ）第４号
三重県松阪市射和町227番地２
再生債務者　増井万里子
１　決議に付する再生計画案　平成25年７月11日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　平成25年８月２日まで
平成25年７月12日　　津地方裁判所松阪支部

平成２５年（再イ）第３号
秋田市河辺岩見字萱森139番地３
再生債務者　戸井田大貴
１　決議に付する再生計画案　平成25年６月28日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年８月１日
３　再生計画案に対する回答期間　平成25年８月１日まで
平成25年７月11日
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（再イ）第１１号
青森市矢作３丁目４番25号
再生債務者　赤坂　宏史
１　決議に付する再生計画案　平成25年７月８日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年８月９日
３　再生計画案に対する回答期間　平成25年８月９日まで
平成25年７月12日
青森地方裁判所民事部再生係

平成２５年（再イ）第５号
山口県周南市岡田町９番10号
再生債務者　稲倉　憲治
１　決議に付する再生計画案　平成25年７月10日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年８月９日
３　再生計画案に対する回答期間　平成25年８月９日まで
平成25年７月12日　山口地方裁判所周南支部

平成２５年（再イ）第６号
鹿児島県鹿児島市明和４丁目１番５―106号
再生債務者　瀬戸口　宏
１　決議に付する再生計画案　平成25年７月８日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年８月９日
３　再生計画案に対する回答期間　平成25年８月９日まで
平成25年７月12日
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

小規模個人再生による再生計画取消

平成２０年（再イ）第３４号
神奈川県横浜市神奈川区斎藤分町31番10号
デ・ソレイユＡ105号、認可決定時の住所北海道旭川市末広５条７丁目８番13号
再生債務者　青木　幸夫
１　主文　本件再生計画を取り消す。
２　理由の要旨　平成20年12月25日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成25年７月10日　　旭川地方裁判所民事部

平成１８年（再イ）第６４号
広島県福山市千田町３丁目34番37号
再生債務者　藤井眞里子
１　主文　本件再生計画を取り消す。
２　理由の要旨　平成19年３月28日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成25年７月10日
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２５年（再ロ）第３号
青森市古川３丁目１番１号
再生債務者　岩橋　雅春
１　決定年月日時　平成25年７月12日午前10時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年８月２日まで
４　一般異議申述期間　平成25年８月９日から平成25年８月23日まで
青森地方裁判所民事部再生係

平成２５年（再ロ）第３号
岡山県倉敷市菰池２丁目２番12号
再生債務者　田枝　　徹
１　決定年月日時　平成25年７月12日午後１時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年８月６日まで
４　一般異議申述期間　平成25年８月16日から平成25年８月26日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（再ロ）第６号
埼玉県本庄市駅南１丁目１番18号　ラディアス本庄ビューテラス902号
再生債務者　新井　　稔
１　決定年月日時　平成25年７月11日午後１時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年８月８日まで
４　一般異議申述期間　平成25年８月22日から平成25年９月12日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（再ロ）第１００５５号
東京都葛飾区東四つ木３―43―２
再生債務者　佐藤　康成
１　決定年月日時　平成25年７月11日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年８月８日まで
４　一般異議申述期間　平成25年８月22日から平成25年９月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再ロ）第１００５６号
東京都杉並区天沼１―15―26―Ｂ―102
再生債務者　窪田　　明
１　決定年月日時　平成25年７月11日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年８月８日まで
４　一般異議申述期間　平成25年８月22日から平成25年９月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再ロ）第１号
山形県酒田市松原南２番地の１　酒田警第７号職員アパート８号
再生債務者　武田　勇一
１　決定年月日時　平成25年７月12日午前10時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年８月９日まで
４　一般異議申述期間　平成25年８月23日から平成25年９月６日まで
山形地方裁判所酒田支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２５年（再ロ）第１０００１号
東京都羽村市羽西１丁目10番14号
再生債務者　漆戸　哲郎
１　意見聴取に付する再生計画案　平成25年７月８日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成25年８月１日まで
平成25年７月11日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（再ロ）第１号
北海道厚岸郡厚岸町住の江３丁目140番地
再生債務者　石田　秀之
１　意見聴取に付する再生計画案　平成25年７月２日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成25年８月８日まで
平成25年７月11日　　釧路地方裁判所

平成２５年（再ロ）第２号
青森県つがる市柏広須藤枝61番地２
再生債務者　原田　信悦
１　意見聴取に付する再生計画案　平成25年６月28日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成25年８月８日まで
平成25年７月11日
青森地方裁判所五所川原支部個人再生係

平成２５年（再ロ）第１号
静岡県賀茂郡南伊豆町下小野１番地の６
再生債務者　一重　和義
１　意見聴取に付する再生計画案　平成25年６月12日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成25年８月８日まで
平成25年７月11日　静岡地方裁判所下田支部

平成２４年（再ロ）第６号
愛媛県松山市南吉田町554番地６
再生債務者　松本　秀男
１　意見聴取に付する再生計画案　平成25年７月５日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成25年８月８日まで
平成25年７月11日　　松山地方裁判所民事部